

# 田原市定住・移住促進奨励金 手続きの流れと期限

(2023年4月1日現在)

## 1 書類提出期限等について

奨励金が交付されるまでには、以下のタイミングで2回の書類提出が必要です。

### 1回目提出 建築工事請負契約を締結し、建築確認の申請後：認定申請書

- ・対象住宅に対する建築確認申請後に**建築確認済証を受領した後**、速やかに提出してください。
- ・建売住宅購入の場合は、売買契約の締結後、速やかに提出してください。

※下記に該当するときは**連絡**が必要です。

- ・認定申請時から**大幅な変更**があるとき
- ・**建築工事の完了（予定）が大幅に遅れる**とき
- ・**建築工事、建売住宅の売買を中止**しようとするとき

### 2回目提出 対象住宅に居住を開始し、所有権保存登記が完了後：交付申請書・請求書

- ・**検査済証の交付を受け、所有権登記・住民票の異動が完了後**、速やかに提出してください。
- ・原則として**当該年度の3月31日**までに提出してください。

## 2 書類提出時の注意事項

- ・**申請者本人またはそのご家族の方**が提出してください。業者による代行は認めていません。
- ・**市役所建築課**(北庁舎2階)まで**直接**提出してください。各支所の窓口での受付、郵送による受付は行っていません。

## 3 提出先・お問い合わせ先

田原市役所 都市建設部 建築課  
住所 〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1  
電話 0531-23-3684(直通)  
メール [kentiku@city.tahara.aichi.jp](mailto:kentiku@city.tahara.aichi.jp)  
窓口受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

## 4 流れと必要書類

### 「認定申請書」の提出

- 認定申請書(様式第1号)
  - 定住等予定者調書(別紙1)
  - 申請者の住民票の写し(市外居住者のみ)
  - 工事請負契約書(売買契約書)の写し
  - 建築確認済証の写し・建築確認申請書の写し(第一面～第六面)
  - 図面(地図、配置図、平面図、立面図等)
- ※居住用面積が明らかになる図面及び計算書を添付

### 「認定通知書」の受領

対象住宅に居住を開始

住民票異動手続の完了、検査済証の受領、所有権保存登記の完了

### 「交付申請書」・「請求書」の提出

- 交付申請書(様式第4号)
- 定住等誓約書(別紙3)
- ▲ 工事請負契約書又は売買契約書の写し  
(認定申請時から変更のあった場合に限る。)
- ▲ 居住用面積が明らかになる図面及び計算書  
(第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。)
- 建築基準法による検査済証の写し
- 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し
- 請求書(様式第7号) ※日付欄は空欄

### 「交付確定通知書」の受領

\*家屋評価(税務課による固定資産税の算定)終了後現住所に郵送

奨励金の受領